

資金管理業務規程の変更（新旧対照表）

〔変更理由〕

運用の対象資産の範囲に金銭信託を追加するため資金管理業務規程第14条別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」を変更する。（変更箇所は下線部分）

項目	業務規程(新)	業務規程(現行)																												
第5章 再資源化預託金等の運用等	<p>別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」</p> <p>・再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第97条第1項に規定する運用方法の限定を前提に、元本確保の必要性に鑑みて、運用対象資産の範囲を以下のとおりとする。</p> <p>以下の ~ の運用資産については、途中売却は原則不可年、満期までの保有を原則とする。</p> <table border="1" data-bbox="730 947 1673 1776"> <thead> <tr> <th>運用対象資産</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>特別の法律により設立された法人の発行する債券</td> <td>・政府が保証するもの、または指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>社債(に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。</td> </tr> <tr> <td>証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形(いわゆる約束手形CP)及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債(いわゆるペーパーレスCP)</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	運用対象資産	条件	国債		地方債	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	特別の法律により設立された法人の発行する債券	・政府が保証するもの、または指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	社債(に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。	証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形(いわゆる約束手形CP)及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債(いわゆるペーパーレスCP)	・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。	<p>別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」</p> <p>・再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第97条第1項に規定する運用方法の限定を前提に、元本確保の必要性に鑑みて、運用対象資産の範囲を以下のとおりとする。</p> <p>以下の ~ の運用資産については、途中売却は原則不可年、満期までの保有を原則とする。</p> <table border="1" data-bbox="1762 947 2706 1776"> <thead> <tr> <th>運用対象資産</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>特別の法律により設立された法人の発行する債券</td> <td>・政府が保証するもの、または指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>社債(に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。</td> </tr> <tr> <td>証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形(いわゆる約束手形CP)及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債(いわゆるペーパーレスCP)</td> <td>・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> </tbody> </table>	運用対象資産	条件	国債		地方債	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	特別の法律により設立された法人の発行する債券	・政府が保証するもの、または指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	社債(に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。	証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形(いわゆる約束手形CP)及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債(いわゆるペーパーレスCP)	・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
運用対象資産	条件																													
国債																														
地方債	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																													
特別の法律により設立された法人の発行する債券	・政府が保証するもの、または指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																													
特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																													
社債(に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。																													
証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形(いわゆる約束手形CP)及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債(いわゆるペーパーレスCP)	・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。																													
運用対象資産	条件																													
国債																														
地方債	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																													
特別の法律により設立された法人の発行する債券	・政府が保証するもの、または指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																													
特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫または全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券(いわゆる金融債)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																													
社債(に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く)	・指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。																													
証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形(いわゆる約束手形CP)及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債(いわゆるペーパーレスCP)	・指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。																													

金融機関への預金(大口定期預金、譲渡性預金等を含む)、郵便貯金	・銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託	

注1. (略)
注2. (略)
注3. (略)

2. 運用対象資産の構成

資産運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とする。

各資産の構成比については、リスク分散の観点及び一定程度の市場金利を踏まえるとの観点から、上記運用対象資産それぞれの市場における種別構成比に準じたものとする。

さらに、リスク分散の観点から、運用対象資産のうち、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府保証のないもの)、金融債、社債については、1発行体当たりの資産保有額について以下のいずれかの基準を満たすことが必要なものとする。

(ア) (略)
(イ) (略)

その他、自動車製造業者等及び情報管理センターへの再資源化預託金等の払渡し等に必要流動性資金の確保のため、金融機関への預金(大口定期預金、譲渡性預金等を含む)、郵便貯金、CPを分散して利用する。

保有する債券等の資産管理実務を資産管理機関(会社)へ外部委託する場合に、資産管理機関(会社)に設定した口座に生じる一時的な滞留資金を管理するために、金銭信託を利用する。

金融機関への預金(大口定期預金、譲渡性預金等を含む)、郵便貯金	・銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。
---------------------------------	--

注1. (略)
注2. (略)
注3. (略)

2. 運用対象資産の構成

資産運用は、運用対象資産たる国債、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、金融債、社債の組み合わせによって、満期保有を前提とした期間10年のいわゆるラダー型の運用を原則とする。

各資産の構成比については、リスク分散の観点及び一定程度の市場金利を踏まえるとの観点から、上記運用対象資産それぞれの市場における種別構成比に準じたものとする。

さらに、リスク分散の観点から、運用対象資産のうち、地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府保証のないもの)、金融債、社債については、1発行体当たりの資産保有額について以下のいずれかの基準を満たすことが必要なものとする。

(ア) (略)
(イ) (略)

その他、自動車製造業者等及び情報管理センターへの再資源化預託金等の払渡し等に必要流動性資金の確保のため、金融機関への預金(大口定期預金、譲渡性預金等を含む)、郵便貯金、CPを分散して利用する。